

委員会等会議録（調査・研究概要）

令和元年 7 月 3 日

箱根町議会議長 様

総務企画観光常任委員会委員長

箱根町委員会条例第 26 条に規定する会議概要等(会議録)を作成したので報告します。

会議名	総務企画観光常任委員会		
開催日	令和元年 5 月 29 日（水）		
時間	午前 9 時 29 分～10 時 31 分		
開催場所	本庁舎 4 階会議室		
出席者	議会	山田成宣委員長、勝俣剛一副委員長、勝俣公好委員、小川鶴雄委員、川端祥介委員、稲葉親太郎委員、沖津弘幸委員	
	執行部	総務部長、消防長、総務防災課長、消防署長、危機管理官、消防次長	
	事務局	岩田事務局長、高梨書記、鴻田	
	傍聴者	公開・非公開の別：公開 傍聴者：なし	
議題	<p>1 大涌谷の現状、対応について</p> <p>2 消防職員の不祥事について</p>		
概要	<p>5 月 19 日に大涌谷噴火警戒レベルが 2 となったこと、また消防職員の不祥事について、所管の委員会として把握する必要があるため、開催したもの。町からの説明内容、質疑等は次のとおり。</p> <p>1. 大涌谷の現状、対応について</p> <p>町長の指揮の下、町民と観光客の安全を最優先に、正しい情報を正確に発信することに努め、気象庁、神奈川県、関係機関と連携し、人的被害ゼロを目指し、対応している。</p> <p>○火山の活動状況について</p> <p>気象庁の発表では、箱根山では火山活動が活発化しています。大涌谷周辺の想定火口域内では、弾道を描いて飛散する大きな噴石に警戒してくださいと呼びかけている。火山活動の状況は、箱根山で 18 日 5 時頃から芦ノ湖西岸及び駒ヶ岳付近を震源とする火山性地震が増加し、増減を繰り返しながら引き続き発生している。大涌谷周辺の想定火口域では活発な噴気活動が続いている。GNSS 連続観測では 2019 年 3 月中旬頃から山体膨張を示すと考えられる伸びの変化もみられている。気象庁が観測した地震の回数が噴火警戒レベルの引き上げ、引き下げの一つの目安となるが、レベルが引き上げられる前の 16、17 日は 0 回、前日に 43 回、引き上げられた日は 74 回を観測しました。その後は急激に減っている。</p> <p>総務防災課コメント：5 月 17 日までは 0 回であったところ、18 日は 43 回と急激に回数の上昇が始まり、気象庁は 19 日朝 2 時 15 分箱根山の噴火警戒レベルを 2 に引き上げました。その後も回数の上昇傾向は続き、19 日には 74 回の地震が観測されました。20 日以降、回数は急激に減少していますが、GN</p>		

SS観測による観測点間のわずかな宜が見られるなど、引き続き火山の活発化に対する警戒が必要です。

○噴火警戒レベル上昇に伴う主な措置

【19日】

引き上げ2分後の2時17分警戒配備体制への移行を決定した。3時30分、災害対策連絡会議のメンバーにメール配信をし、全庁的な対応の準備を始めた。3時45分、噴火警戒レベル上昇をメルマガ等により周知し、4時には大涌谷周辺に設定された警戒区域への終日立入規制を決定、5時30分に立入規制措置を県と同時に記者発表した。16時には箱根山火山防災協議会幹事会を開催し、状況把握、当面の対応、レベル3に上昇した時の対応について避難誘導マニュアルを通じて確認した。さらに、園地事業者の一時立入許可についても決定した。

【20日】

8時45分、部課長会議にて全庁的な体制がとれるよう、再度指示をした。9時、園地事業者の一時立入（2時間限定122名52台）。14時には県知事を長とする箱根山火山防災協議会が県庁で開催され、県知事からコメントが出た。

※19, 20日の園地事業者の一時立入について

施設内に現金、貴重品、非耐久性食品等が残置されていること、また施設や機器類などの故障防止のための措置が必要なことから2時間限定で許可を行った。

【21日】

9時、園地事業者の一時立入（2時間限定84名68台）。10時30分、陸上自衛隊第1高射特科大隊が現地偵察のため一時立入、14時5分、火山の状況と対応について、各自治会連合会長に情報提供した。

※20, 21日の園地事業者の一時立入について

施設内に現金、貴重品、非耐久性食品等が残置されていること、また施設や機器類などの故障防止のための措置が必要なことから2時間限定で許可を行った。

【22日】

14時、気象庁や県との一時立入に関する意見交換会を実施。

※22日以降の園地事業者一時立入について

温泉造成供給施設、上水道施設やロープウェイ関連施設などの日常的に保守管理が必要な施設があることから、22日より事業者の一時立入を個別に許可をしている。許可にあたっては立入基準を設定し、面接により活動内容を聴取した上で審査し、安全確保に関する指導を行うことで、限定した立入許可を行っている。立入に際し、気象庁の火山監視・警報センターより最新の情報を入手し、立ち入りの可否について助言してもらっている。さらに温泉地学研究所より地震の増加など状況の変化があった場合にも情報提供してもらえることとなっている。気象庁、県災害対策課、県砂防海岸課、県道路管理課、神奈川県警、県小田原土木センター、温泉地学研究所の関係者により、一時立入の許可基準や避難要領について協議し、安全確保には万全を期している。

○今後の対応について

・噴火警戒レベル3への対応

噴火警戒レベル3に引き上げられた時のことを想定し、県災害対策課や神奈川県警、県小田原土木センター等と立入規制マニュアルや役割分担について確認するとともに、避難対象エリアに所在する住民の再確認を実施中。

・噴火警戒レベル1への対応

火山活動が沈静化し、噴火警戒レベルが1に引き下げられた時のことを想定し、レベル引下げ発表から最短期間で園地が再開できるよう、必要な準備を進めている。

<主な質疑>

・テレビ、新聞等で火山活動について、箱根山と言っているところと、箱根山（大涌谷付近）と報道されているところがある。箱根山というと、箱根山全体が危ないと思われてしまうため、大涌谷のごく一部ということを強調してもらいたい。

→誤解のないよう、しっかりと報道していただくようお願いしていく。

・強羅観光協会総会前に、温泉地学研究所の方より、レベル1になるには、1ヶ月ぐらい沈静化しないと下げられないと聞いたが本当か。

→気象庁の設定する基準では、地震の回数が30日間の平均となっていることから、ある程度のスパンで様子を見るということが大事。1ヶ月が目安と聞いている。

・ガス濃度はどうなっているのか。

→今回、レベルの上昇前後で変わりはない。

・シェルターは完成しているのか。

→完全にでき上がったと聞いている。

・各自治会長への情報提供について、今後の課題等はあるのか。

→地域の連合会長（5名）に連絡済。各末端まで情報連絡ができるのか不安があるため、検討していく。

2. 消防職員の不祥事について

消防署警備第2課職員は、1月28日に小田原市内で、さらに2月5日に茅ヶ崎市市内において同僚の職員に対し暴行を加え、怪我を負わせたとして、5月8日、小田原警察署より消防本部宛てに、職員を逮捕したとの連絡があった。さらに5月9日には新聞にて、町が把握していない報道がされた。3月27日小田原署管内の女性宅に侵入したとして、住居侵入容疑で現行犯逮捕され、横浜地検小田原支部が4月8日同罪で起訴されたとのこと。現在も小田原警察署で取り調べを受けており、消防本部としても接見ができていないため、新聞紙上の報道以外は把握していない。今後も綱紀粛正、また法令遵守を徹底し、不祥事を起こさないよう職場環境の構築に取り組むとのこと。

<主な質疑>

・風通しの良い職場（派閥等の存在）について

→派閥はなくなってきたと感じている。いろいろな面談や不祥事を防止する会議だとか組織的な対応をしてきたり、アンケート調査などを通じ、自由に意見が言えるような職場環境にしていきたい。

・新採用職員の人数の多さについて

→今年9名を採用している。昨年度、4月以降、7月から12月までの間に3名の職員が自主的に退職し、今年1月から3月までの間に2名の職員が退職した。60歳を迎えた定年退職者が4名いたので、計9名の不足が生じ、不足している9名の職員を採用した。

・再任用制度について

→再任用を希望した者については残ってもらい、後輩の指導や育成、技術の伝授等をしてもらっている。

・警察からの報告があるまでわからなかったとのことですが、どういうことか。

→本人、家族からも一切報告がなかったため、知り得ることができなかった。

・数年で退職する人が多いが、理由等について調査しているのか。

→理由等については本人に聞けない部分があるが、周りの人間等に確認する等検討していきたい。